

# 給水装置工事施行要領

## 1 総 則

### 1.1 目的

さいたま市水道局給水装置工事施行要領（以下「施行要領」という。）は、さいたま市給水区域内における給水装置工事について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、適正な施行を図ることを目的とする。

#### <解説>

施行要領は、「さいたま市給水条例」第11条第2項及び「さいたま市水道局給水装置の構造及び材質の基準に関する規程」第3条に基づき、配水管に給水管を取付ける給水装置工事及び当該取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの給水装置工事に関する工法、工期その他の工事上の条件の指示について、標準的な情報を提供することにより、さいたま市給水区域内の給水装置工事が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

### 1.2 用語の定義

この施行要領において用いられる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 法とは、水道法をいう。
- 2 施行令とは、水道法施行令をいう。
- 3 施行規則とは、水道法施行規則をいう。
- 4 給水条例とは、さいたま市給水条例をいう。
- 5 施行規程とは、さいたま市給水条例施行規程をいう。
- 6 管理者とは、さいたま市水道事業管理者をいう。
- 7 水道局とは、さいたま市水道局をいう。
- 8 給水工事課とは、さいたま市水道局業務部給水工事課をいう。
- 9 給水装置課とは、さいたま市水道局業務部給水装置課をいう。
- 10 水道計画課とは、さいたま市水道局給水部水道計画課をいう。
- 11 給水装置とは、需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第3条第9項、給水条例第2条）
- 12 配水管とは、配水池等から需要者に水を供給するために市の施設した導管をいい、市に帰属する。
- 13 配水管等とは、配水支管、配水小管及び給水管をいう。
- 14 給水設備とは、給水装置に附帯して設置した受水槽以下の設備をいう。
- 15 指定事業者とは、法第16条の2第1項の規定により指定をした指定給水装置工事事

業者をいう。

16 主任技術者とは、給水装置工事主任技術者試験に合格し、国土交通大臣及び環境大臣から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。

17 メーターとは、水道メーターをいう。

18 標準仕様書とは、さいたま市水道局水道工事標準仕様書をいう。

19 直結給水システム設計施工基準とは、さいたま市直結給水システム設計施工基準をいう。

### <解説>

8 給水装置工事に関する事項については、給水工事課が扱う。

9 給水装置の構造及び材質に関する事項については、給水装置課が扱う。

10 開発給水に関する事項については、水道計画課が扱う。

11 給水装置の範囲

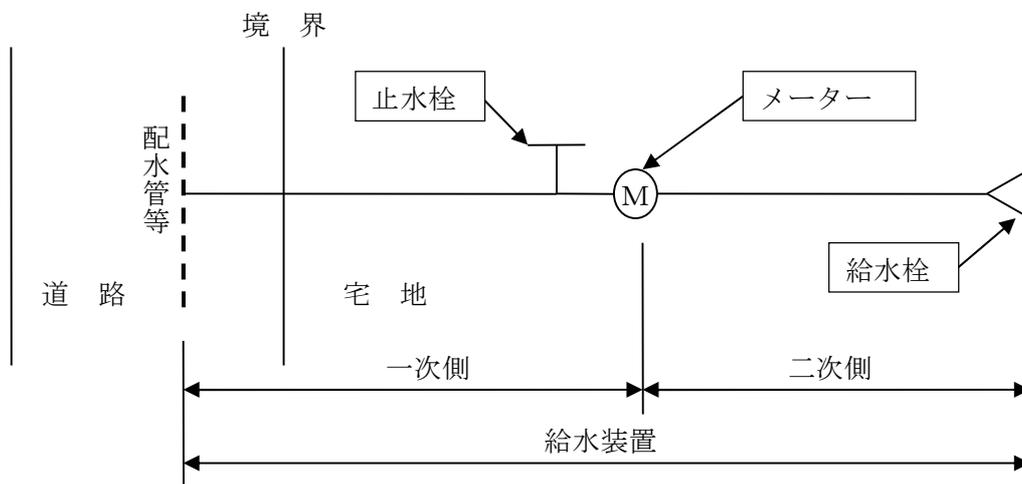


図-1.2.1 給水装置の範囲

12 導管とは水を導くための管状（断面が閉じている状態をいう。）のものをいう。

配水管の種類は、次のとおり分類される。

(1) 配水本管は、水を配水支管へ輸送、分配する役割を持つ口径400ミリメートル以上の配水管をいう。ただし、給水区域を分割する配水ブロック化に伴い、口径200ミリメートル以上350ミリメートル以下の配水管の一部について配水本管としているものもある。

(2) 配水支管は、口径75ミリメートル以上350ミリメートル以下の配水管をいう。

(3) 配水小管は、行き止まり道路に布設する口径50ミリメートルの配水管のことをいうが、配水小管を既設配水管から取り出す部分の口径75ミリメートルも配水小管に含むものとする。

給水装置の施工が可能なのは、配水支管と配水小管のみとする。

## 14 給水設備の範囲

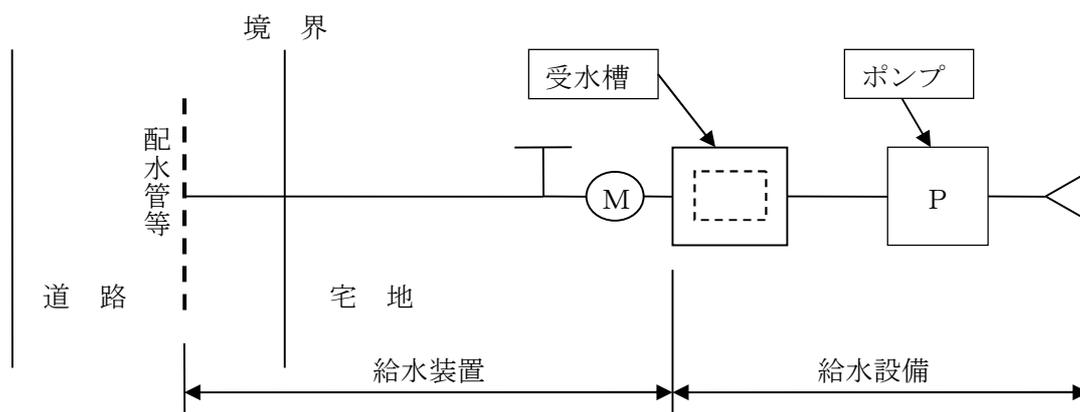


図-1.2.2 給水設備の範囲

### 1.3 給水装置の用途区分

1 給水装置の用途区分は、次のとおりとする（給水条例第3条）。

- (1) 一般用
- (2) 共同住宅用
- (3) 公衆浴場用
- (4) プール用

2 メーターは、給水装置の用途区分ごとに設置する（施行規程第9条）。

#### <解説>

1 給水装置の用途区分と使用目的は次のとおりである（施行規程第2条）。

- (1) 一般用

共同住宅用、公衆浴場用及びプール用以外の用途に使用するもの。

- (2) 共同住宅用

給水装置又は給水装置に附帯して設置した受水槽以下の設備を使用する共同住宅において、独立した住居を1世帯とみなした場合で2世帯以上のものに使用するもの。

- (3) 公衆浴場用

「物価統制令(昭和21年勅令第118号)」第4条及び「物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)」第11条の規定により埼玉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場に使用するもの。

- (4) プール用

市立の小学校及び中学校の教育用に設置した水泳場に使用するもの。

## 1.4 給水装置工事の種類

給水装置工事は、次に掲げる種類に区分するものとする（給水条例第9条第1項）。

- 1 新設工事 新たな水道番号を設定し、給水装置を設置する工事をいう。
- 2 改造工事 既存の水道番号に対し、修繕・撤去工事以外の給水装置工事の施行をする工事をいう。
- 3 修繕工事 給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等を修理する工事をいう。
- 4 撤去工事 水道番号を抹消し、給水装置を分岐部より全て取り除く工事をいう。

### <解説>

#### 2 改造工事

給水装置を分岐部等より取り除くが、将来の使用に備えて水道番号を抹消しない工事（既得残し）は、改造工事に含むものとする。

#### 3 修繕工事

国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。

※施行規則第13条より抜粋

国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

## 1.5 給水装置工事の費用負担

給水装置工事の費用は申込者の負担とする（給水条例第14条）。

給水装置工事の申込みに際して必要な費用には、次のものがある。

- 1 分担金 給水条例第9条第2項及び第3項
- 2 工事費 申込者と指定事業者で締結した請負契約の金額
- 3 手数料 給水条例第39条

### <解説>

#### 1 分担金

給水装置の新設工事及びメーターの口径が増径となる改造工事の申込者は次の表に掲げる区分の金額に現行の消費税率を乗じて得た額の分担金を納付しなければならない。この場合において、メーターの口径が増径となる改造工事の申込者が納付する分担金は、新口径と旧口径に係る分担金の差額とする。

表-1.5.1 分担金一覧表

水道メーター口径	金額（1給水装置につき）
13ミリメートル	80,000円
20ミリメートル	100,000円
25ミリメートル	500,000円
40ミリメートル	1,230,000円
50ミリメートル	2,220,000円
75ミリメートル	6,190,000円
100ミリメートル	10,670,000円
150ミリメートル	34,200,000円
200ミリメートル	82,200,000円
250ミリメートル以上	82,200,000円に管理者が別に定めた額を加えた額

前項の規定にかかわらず、共同住宅用に係る分担金は、10万円に現行の消費税率を乗じて得た額に室数を乗じた額とする。

分担金の納付について必要な事項は、管理者が別に定める。

### 3 手数料

申込者は、管理者による設計審査、完了検査等に係る手数料を納付しなければならない。

表-1.5.2 手数料一覧表（給水条例第39条より抜粋）

手数料の区分	種別	単位	金額
(1) 給水装置工事設計 審査手数料	給水管口径 25 ミリメートル以下の工事	1件につき	2,000円
	給水管口径 30 ミリメートル以上の工事	1件につき	3,200円
(2) 給水装置工事検査 手数料	給水管口径 25 ミリメートル以下の工事	1件につき	5,800円
	給水管口径 30 ミリメートル以上の工事	1件につき	9,600円
(3) 給水装置しゅん工 図騰本交付手数料		1件につき	320円

## 1.6 給水装置の設置

- 1 給水装置は1使用者、1使用場所とし、配水管又は給水管の1箇所から分岐して設置し、これにメーター1個を設置することを原則とする。
- 2 給水装置の所有者は、水道局に所有者として登録されている者を、給水装置の所有者として取扱うものとする。

### <解説>

- 1 給水しようとする目的敷地（以下「申請地」という。）は、建築確認済証のある場合はその敷地とし、建築確認済証がない場合は、その範囲を明確にした敷地とする。  
また、申請地内への給水管引込みは接道部分より1引込みを原則とし、メーターは水道メーター設置基準に従って設置すること。ただし、給水装置工事主任技術者により、既存の引込みが適正範囲内で使用できることを確認でき、かつ水道メーター設置基準の要件を満たす2世帯住宅と判断できるものに限り、給水装置工事主任技術者と給水工事課との協議の上、2引込みまでに関して使用を認める。
- 2 あくまでも事務処理上において、届出を受けている者を給水装置の所有者として取扱うものであり、財産上と合致するか否かは、水道局として関知しない。

## 1.7 共同住宅に係る戸別検針

- 戸別検針を受けようとするときは、管理者に戸別検針の申請をしなければならない。
- 1 戸別検針は、「さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する特別措置規程実施要領」及び「さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する認定基準」による。
  - 2 戸別メーターは、管理者が指定したものとする。
  - 3 メーター室は、常時容易に検針、メーター取付替えが可能な場所とする。

### <解説>

- 1 戸別検針共同住宅は、共同住宅の認定を受け、かつ給水設備を使用していることを原則として、4階建以上の独立した住居とする。

関係法令 給水条例第3条第2項

さいたま市水道局共同住宅用の取扱い等に関する認定基準

さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する特別措置規程実施要領

さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する認定基準